

環廃対発第 1510192 号
環廃産発第 1510191 号
環水大総発第 1510192 号
平成 27 年 10 月 19 日

関係県廃棄物行政主管部（局）長 殿
関係県除染担当部（局）長 殿

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

環境省 水・大気環境局 放射性物質汚染対策担当参事官

除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置
に伴い生じた除染廃棄物の処理の推進について

除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（以下「除染廃棄物」という。）の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に基づく関係政省令及び関係告示により、安全に処理するための基準等が整備されている。

また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法基本方針」（平成 23 年 11 月 11 日）において、除染廃棄物については、除染の進捗と整合を図りながら処理を行うものとされてきたところである。

今般、放射性物質汚染対処特措法附則第 5 条に基づき法律の施行の状況について検討を加えるために設置された「放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会」から、「放射性物質汚染対処特措法の施行状況に関する取りまとめ」（平成 27 年 9 月）が示された。

その取りまとめの中で、汚染状況重点調査地域内の仮置場等で保管されている除染廃棄物については、指定廃棄物として指定される場合を除き、放射性物質汚染対処特措法上の特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物に位置付けられており、廃棄物処理法に基づく通常の処理方法（焼却等）によって、放射性物質汚染対処特措法による入念的な上乘せ基準を遵守しつつ減容化が可能であることから、処理が円滑に進むよう、関係主体が適切な役割を果たしながら取り組むべきであることが提言された。

したがって、下記事項を踏まえ、除染担当部（局）と廃棄物行政主管部（局）とが連携しつつ、除染廃棄物の迅速かつ適切な処理に取り組むとともに、貴管内市町村、一部事務組合及び産業廃棄物処理業者等に対して周知徹底されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 除染廃棄物の処理基準

除染廃棄物は、指定廃棄物として指定される場合を除き、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成 23 年環境省令第 33 号。以下「規則」という。）第 28 条第 1 号及び第 30 条第 1 号の規定により、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物と位置付けられており、それらの処理については、廃棄物処理法に基づく通常の処理基準に加え、平成 23 年 12 月に放射性物質汚染対処特措法に基づく処理基準等に従う必要がある旨が定められている。

具体的には、規則及び「廃棄物関係ガイドライン（平成 25 年 3 月第 2 版）」において、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の処理基準並びに特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設の維持管理基準等が定められている。

2 除染廃棄物の処理の現状

福島県を除く汚染状況重点調査地域において発生した除染廃棄物については、既に既設の焼却炉を用いて処理が実施され、完了あるいは完了に近い状況まで進んでいる市町村がある一方で、平成 27 年 3 月時点でもなお 22 市町村において保管が続いており、7

県の合計で約 59,000 立方メートルが保管されている（別紙）。

なお、除染廃棄物中の放射能濃度（セシウム 134 と 137 の合計値をいう。以下同じ。）は、物理的減衰によって事故直後に比べて半分程度に減少していることが想定される。

3 特定一般廃棄物の処理実績の例

事故由来放射性物質に汚染されたことにより廃棄物となった稲わら等の農林業系廃棄物のうち、放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下のものの一部は特定一般廃棄物に該当する。農林業系廃棄物は従来循環利用されていたことにも鑑み、特定一般廃棄物を含む農林業系廃棄物の地方公共団体等による収集・運搬、処分等を加速化させる事業が実施されている。

本事業では、必要に応じて事故由来放射性物質により汚染された農林業系廃棄物と通常の一般廃棄物を既設の焼却炉で混焼する試験焼却を行った上で本格的な処理を行っているが、試験焼却の結果では、焼却時の処理施設の敷地境界における空間線量率に通常との違いは見られず、排ガス・排水中の事故由来放射性物質の濃度も不検出であった。また、焼却灰の放射能濃度も管理しながら安全に処理できることが確認されており、本事業を活用した処理が進められている。

4 除染廃棄物の迅速な処理について

除染廃棄物を保管している市町村等においては、既に処理が完了している市町村があることや事故直後に比べて放射能濃度は低下していること、他の特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物でも処理が実施されていること等を踏まえ、処理が速やかに行われるよう対応されたい。また、処理を進めるに当たっては、放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物は、通常行われている処理方法により安全に処理できることから、既設の焼却炉を活用し、処理後の焼却灰の放射能濃度を管理しながら運転を行うことが有効であると考えられるため、既設の焼却炉を積極的に活用されたい。

なお、除染廃棄物の処理に当たっての費用の支援については、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成 23 年 12 月 22 日）及び放射線量低減対策特別緊急事業費補助金取扱要領（平成 23 年 12 月 22 日）のとおり必要に応じて予算措置を行っていく考えである。

(別紙)

汚染状況重点調査地域（福島県外）の除染廃棄物の県別保管量（平成 27 年 3 月時点）

県	保管量 (m ³)
岩手県	24
宮城県	21,540
茨城県	4,841
栃木県	31,995
群馬県	694
埼玉県	5
千葉県	17
合計	59,115